

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会指定居宅介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会が開設する皆野町社会福祉協議会指定居宅介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービスである居宅介護・重度訪問介護（以下、「居宅介護等」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定にかかる障害者及び障害児（以下、「障害者（児）」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、居宅介護等を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。

2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

3 居宅介護等の実施に当たっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人皆野町社会福祉協議会指定居宅介護事業所
- (2) 所在地 皆野町大字大淵103番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、居宅介護等の利用申込みに係る調整、居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。
- (3) 従業者 6名以上
従業者は、居宅介護等計画に基づき居宅介護等の提供にあたる。
- (4) 事務職員 1名（常勤職員1名）

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までと、国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 午前8時から午後5時までとする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護
 - ア 身体障害者
 - イ 知的障害者
 - ウ 障害児（18歳未満の身体障害児、知的障害児、）
 - エ 精神障害者（18歳未満の精神障害者を含む）
- (2) 重度訪問介護
 - ア 身体障害者
 - イ 身体障害児（15歳以上で、児童福祉法63条の4の規定により児童相談所長が利用を認めた児童に限る）

(居宅介護の内容)

第7条 事業所が行う居宅介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅介護計画、重度訪問介護計画の作成
- (2) 身体介護
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等の介助
 - キ その他必要な身体の介護
- (3) 家事援助
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- (4) 通院乗降介助
- (5) 重度訪問介護

日常生活全般に常時の支援を要する身体障害者等に対して、身体介護、家事援助、見守り、移動中の介護等の支援を行う。

- (6) 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜
 - (2) から (4) に付帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 居宅介護等を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業所は、前項に定める利用者負担額について、各市町村が定める利用者等の所得区分等に応じて減額することができる。この場合、各市町村から代理受領する額は増加させず、別途、減額分の一部について公費助成を申請するものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収するものとする。その際、自動車を使用した場合は、次の額とする。

一 皆野町を出た地点から、片道10kmまでは250円

二 皆野町を出た地点から、片道10km以上を超えた場合は超過した1km当たり25円とする。

4 電車・バス等を利用して重度訪問介護を提供した場合は、従事者の交通費としてその

実費を徴収するものとする。

5 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 第1項、第3項及び第4項の費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収書(第1項については受領証)を、当該費用を支払った利用者に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、皆野町の全域とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従業者は、現に居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、サービス提供責任者、又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した居宅介護等に関する利用者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、適切な居宅介護等が提供できるよう従業者の業務体制を整備すると

ともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。

(委 任)

第14条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年5月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月29日から施行する。